



中国入国のためのビザ免除措置延長

すでにニュース等でご承知の方も多いと思いますが、11月3日、中国政府は日本国民に対する一般旅券保持者のビザ免除措置を延長する旨発表しました。延長期間は2026年12月31日（北京時間24時）までです。

ビザ免除となる滞在期間は30日以内で、ビザ免除の対象は商業、観光、親族訪問、交流訪問、30日を超えないトランジットのために訪れる場合とされています。留学や就労等、ビザ免除条件を満たさない目的による入国は、引き続き入国前にビザを取得する必要があります。

中国ビザ申請はオンラインで申請書を作成、申請後認証を受けた後、ビザセンターに申請書を提出しますので、ビザ取得に10日～2週間程度必要です。

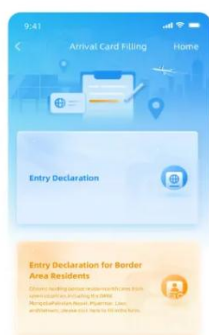
11/20より中国入国オンライン登録開始

2025年11月3日に国家移民管理局の発表によれば、本年2025年11月20日から、外国人が入国する際に、入国カードのオンライン申告が可能になります。

具体的には、外国人が中国に到着する前に、中国国家移民管理局の政府ウェブサイト、行政サービスプラットフォーム、「移民局12367」アプリ及びWeChat（Alipay）内アプリ、携帯端末で入国カードの申請コードのスキャンなどといった方法で、オンラインで入国に関する情報を申告することができるようになるということです。

中国到着時にタッチパネル機器にて、ご自身で登録も可能、現在使用されている紙の入国カードも通知があるまでは引き続き利用可能です。

中国外国人永久居留身分証を保持する者、非中国籍の香港・マカオ住民往来内地通行証を保持する者、団体査証または団体査証免除で入境する者、24時間以内に直接通過して空港や港の限定区域エリアから離れない者等は申告が免除されます。



ウェブサイト(PC/スマートフォン)
<https://s.nia.gov.cn/ArrivalCardFillingPC/>



アプリ / WeChatミニプログラム
移民局12367

韓国 K-ETA 申請免除、延長

韓国渡航の際に事前取得が必要だった電子渡航許可（K-ETA）は、2025年12月まで免除とされていますが、この免除措置が2026年12月末まで延長されました。これにより、日本を含む67の国と地域の旅行者は引き続きK-ETAの事前申請なしに韓国訪問が可能です。韓国訪問にはパスポートの残存期間が3か月以上あることが望ましいとされています。

岡山＝上海、11月の運休日

岡山＝上海を毎週5往復（火・木・金・土・日）で運行中の中国東方航空ですが、11月は下記日程の運休が決定しています。ご注意ください。

11月7日（金）・14日（金）・15日（土）・21日（金）・27日（木）・28日（金）

◆お問合せは-----



株式会社 アジア・コミュニケーションズ
〒700-0902 岡山市北区錦町 5-15 南田辺ビル 4階
TEL：086-231-0334 FAX：086-222-7732